

# マンハイム・モデルとドイツの新司法試験

小 野 秀 誠\*

- I はじめに
- II ドイツの新司法試験
- III ボローニア方式とマンハイム・モデル
- IV むすび

## I はじめに

### 1 ドイツの法曹養成と国家試験

2007年、ドイツでは、法曹養成に関する改革法にもとづき新司法試験（第1次国家試験）が行われた。2002年7月に成立し、2003年7月から施行された改革法によって、大学では新カリキュラムが導入されており、数年来、新しい試みが行われてきた。新カリキュラムによる卒業生が出て、その成果が問われる段階に達したのである<sup>1)</sup>。もっとも、新試験による受験生はまだ少なく、本格的な実施は2008年である。そのため、2007年は、新旧の試験が併存し、かなり複雑なものとなった。

こうして、2007年度は、入学年度により、新旧の試験が混在することになったが、複数の国家試験が併存するのは、1970年代に、大学と司法研修を一元化する一段階法曹養成制度（1971年に開始して1984年に廃止）が存在したとき以来のことである。この間は、伝統的な二段階法曹養成制度（司法研修に入る時と終了時の2回の試験）とは異なる試験（1回試験）も、かなり長期間にわたって行われたからである<sup>2)</sup>。

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第3号2009年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 2002年改正法の施行について、拙稿「法曹養成の現代化法」国際商事法務30巻9号1220頁（以下①と略する）参照。また、新試験については、拙稿「ドイツの新司法（国家）試験（2007年）」同37巻5号612頁（以下②と略する）参照。
- 2) 一段階法曹養成制度については、拙著・大学と法曹養成制度（2001年、以下【大学】と略する）73頁以下参照。

今回については、併存は一時的である。改正法の施行された2003年7月1日以前に勉学を始め、2006年7月1日までに第1次国家試験の申請をした者は、旧法により受験するものとされる。州法によって、これら学生にも新法による受験を可能にすることができるとされたが、これを選択した者は、限定的であった。また、2次試験も、事実上、旧試験のみであった。

しかし、改正法の発効した2003年7月以降に勉学を始めた者については、新法によらなければならない。4年の通常期間で受験する場合には、2007年に新法による受験者が出るのである。そして、それ以前に勉学を始めた者も、2008年以降の受験では、新法によらなければならない。旧法による受験は限定的とされているのである。改革の議論は、ここ数年来のものであり、いたずらに先送りすることは、改革の意義を失わせると考えられたのである。

## 2 ボローニア方式との調整、法曹養成制度の改革

また、1999年に公表されたボローニア宣言 (Der Europäische Hochschulraum, Bologna Joint Declaration, Gemeinsame Erklärung der Europäischen Bildungsminister, 19. Juni 1999, Bologna) は、ドイツでも大学政策の基本と位置づけられ、各分野においてそれへの適合化が行われている<sup>3)</sup>。法律学の分野は、国家試験と司法研修の存在から、これに対する批判が強いが、高等教育そのものの変化から、たんに従来の形態を墨守することはできない。種々のボローニア方式への適合化の試みが行われている。

本稿では、近時のドイツの法曹養成の新たな動向として、新司法試験 (Ⅱ) と、新しい試みであるマンハイム・モデルについておもに検討し (Ⅲ)、付随する諸

---

3) ボローニア宣言とそれに対する対応については、拙著・契約における自由と拘束 (2008年、以下【自由と拘束】と略する) 457頁以下参照。Kötz, Bologna als Chance, JZ 2006, 397は、肯定的であったが、Kilian, Die Europäisierung des Hochschulraums, JZ 2006, 209は、否定的であった。Vgl. Jeep, Bologna, Es kommt darauf an, was man daraus macht!, JuS Magazin 2006, 1, S. 18; Hütten und Konukiewitz, Jurastudium und Bologna-Prozess, JuS Magazin 2006, 1, S. 19; Schneider, LL. M. -Studiengänge im deutschsprachigen Raum, JuS Magazin 2006, 2, S. 12. また、フンボルト理念とボローニア宣言について、Weber-Grellet, Juristenausbildung zwischen Humboldt und Bologna, JuS Magazin 2006, 3, S. 7.

問題にも、簡単にふれる(Ⅳ)。いずれも、伝統的な法曹養成制度に変化が生じて、大学と司法研修の連関が十分に機能しないことから生じる問題を反映している。

## Ⅱ ドイツの新司法試験

### 1 最初の新司法試験とその結果

(1) 2003年の法曹養成の改正法による最初の新国家試験の合格者は、わずか885人(うち女性471人で、53.2%)にとどまった。同時に行われた旧試験の合格者が9811人であるのに比して少なく(詳細は後述4)、ほぼ1割にすぎない。もともとドイツの大学の勉学期間は、4年以上のことが多く、5年の者は、2008年に受験するからである。また、受験の回数制限もあることから、新しい未知の試験を敬遠した者もあったと思われる。

新試験になる制度改革の結果、必修科目に対する国家試験(staatliche Pflichtfachprüfung)と大学による重点領域の試験(universitäre Schwerpunktbereichsprüfung)は、別々に行われることになった。前者の受験者は1428人で、合格者は980人、合格率は68.6%、後者の受験者は3400人で(そのすべてが今回の国家試験受験者というわけではない)、合格者は3207人、合格率94.3%であった(後者の数字は、州や大学により一部不明である)。

新試験全体の成績の割合は、①優等、②優、③良、④可、⑤合格、⑥不合格(①sehr gut, ②gut, ③voll-befriedigend, ④befriedigend, ⑤ausreichend, ⑥bestanden nicht=mangelhaft)の順に、①0.5%、②7.2%、③25.3%、④42.5%、⑤14.7%、⑥9.7%であった。これは、旧試験の成績区分(後述4)とは、かなり異なる。これは、新試験の結果が、必修科目と重点領域の試験の総合によるものとされ、重点領域の成績の割合が、従来の試験のそれとは相当異なることが反映されたからである(これらの区分については、次頁のグラフ参照)。

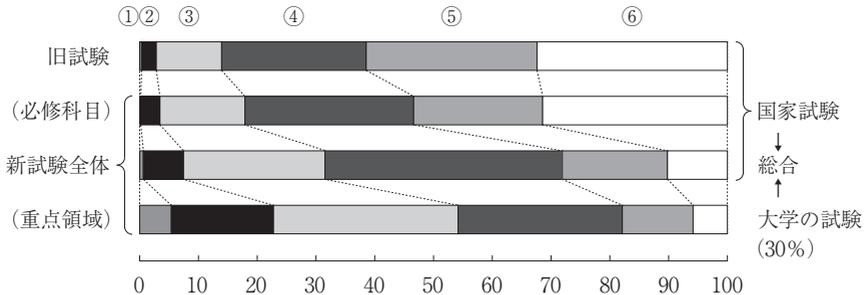
新試験のうち必修科目の成績の割合は、①優等、②優、③良、④可、⑤合格、⑥不合格(①sehr gut, ②gut, ③voll-befriedigend, ④befriedigend, ⑤ausreichend, ⑥bestanden nicht=mangelhaft)の順に、①0.1%、②3.2%、③14.5%、④28.8%、⑤22.0%、⑥31.4%であった。この数字は、比較的、旧試験の成績区分に近い。

これに対し、重点領域の成績の割合は、①優等、②優、③良、④可、⑤合格、

⑥不合格 (①sehr gut, ②gut, ③voll-befriedigend, ④befriedigend, ⑤ausreichend, ⑥bestanden nicht=mangelhaft) の順に、①5.3%、②17.4%、③31.5%、④28.1%、⑤12.1%、⑥5.7%であった。この割合は、旧試験とはいっそう異なる。大学の試験は落とすことを目的とするものではないから、基本的に中央値が高くなる傾向を反映している。この数字と比較すると、従来の試験が資格試験といっても、なお30%程度を落とす意味をもっていたことを明らかにするものである。これらの試験結果の特徴は、おそらく2008年においてもそう変化することはあるまいと思われる。もっとも、新制度に対する評価は、今後の課題である。

成績区分 ( % )

成績	①	②	③	④	⑤	⑥
2007年旧	0.2	2.5	11.1	24.6	29.1	32.3
必修科目	0.1	3.2	14.5	28.8	22.0	31.4
2007年新	0.5	7.2	25.3	42.5	14.7	9.7
重点領域	5.3	17.4	31.5	28.1	12.1	5.7

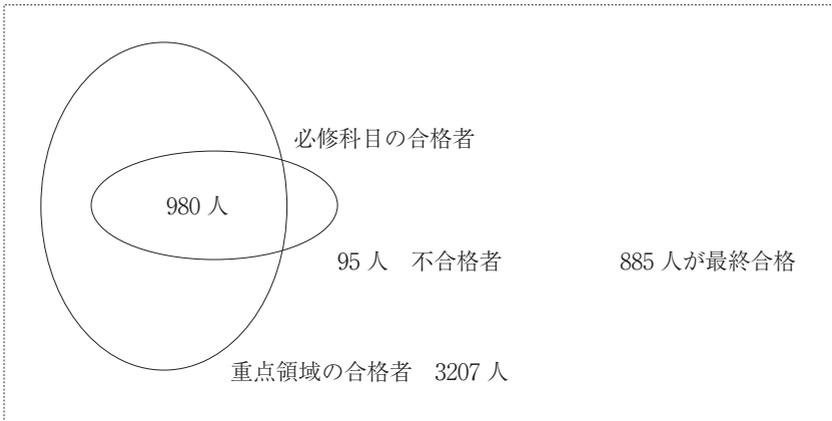


(2) 現在は過渡期であり、その是非を論じることは、2008年以降の本格的な結果が出るまではむずかしいが、大きな傾向は指摘できよう。後述のように、2007年には、まだ旧試験の受験者が大半を占めていたが、それが従来の国家試験をほぼ踏襲する結果を示したことから、新試験の特徴がうかがわれるのである。

第1は、国家試験と大学による試験との合格率の差である。新試験のうち、必

修科目に対する国家試験の合格率は、68.6%で、旧試験の合格率67.7%とほぼ同一であるが、大学による重点領域の試験の合格率は、94.3%で、かなり高い。これを甘いとみるか、科目の性質上当然とみるかは、判断が分かれるところである。これは以下の第3点とかかわる。両者の合格者の範囲が必ずしも合致しない（同心円ではない）からである。

合格者のイメージ



第2は、州による相違、あるいは大学による相違がかなりあることである。必修科目の合格率には相当の差がある。一例をあげれば、必修科目の国家試験では、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州は100%であるが、実数は4人にすぎず、逆に低い方では、ブレーメン州は38.7%にすぎない（実数12人）。しかし、旧試験では、それぞれ69.2%、70.4%で、ほとんど差はない。また、新試験である重点領域の試験の合格率は、それぞれ86.2%、97.2%である。重点領域の試験の合格率は、バイエルン州の100%（受験者528人）からラインラント・ファルツ州の82.5%（279人）までの差があるので、86.2%と97.2%の差は、比較的小さい。前記の、必修科目の合格率の差は、過大であるといわざるをえない。受験者の人的特性によるものか、意図的に受験が控えられたことによるものかは不明である。受験者の数が少なく、個別の数字の有為性には、まだ疑問のよちがある。旧試験の結果を参考とすれば、州による相違はそう大きくないことが多い。

第3は、必修科目の国家試験に合格した者が980人いるにもかかわらず、最終合格にいたった者が、885人とどまったことである。その差95人は、合格者のおよそ1割になる。最終合格は、大学による重点領域の合格(30%)との総合によるから、ほぼ1割の者は、この重点領域の成績が不十分であったことになる(重点領域の割合は相対的に小さいはずであるから、これを理由に不合格になるということは、かなり重点領域での不適合性が高いということになる)。重点領域の合格者は、3207人に達するから、必ずしもむずかしいというわけではない。改正前から指摘されていたことは、国家試験と大学の重点領域のミスマッチである。必修科目に合格する能力は、必ずしも重点領域の能力を保障するものではない。とりわけ大学の重点領域が、現代的なものになると、必修科目との乖離が生じるのである。必修科目は、19世紀とあまり変わらず、必然的に伝統的な法律学の領域を対象とするものが多いからである。大学が重点領域の試験をみずから行う改正法の目的は、この乖離を防止するためであった。新たな試験によって、乖離は、相当程度防止されたといえるが、改正法のもとでもなお存在するといえる。これが受験者の人的な理由に帰せられるのか、それとも制度的理由によるのか(重点領域の配点が30%ではたりない等)は、これから検証されるべき課題である。

(3) 若干ふえんすると、わがくにでも、同様の問題がある。各ロースクールが実務との架橋を目指し特徴を出そうと工夫した科目(人権、医療、情報、国際、消費者保護、労働、建築、ビジネスローなど)は、それ自体としては新司法試験の試験科目でないことから、受講者の少ないことに悩まされている(いわゆる楽勝科目は別である)。学生にとって、実務との連関とは、たんに受験に役立つかを意味するにすぎないからである。専門職養成でありながら、将来を見据えた選択ではなく、しばしば試験の合格のみを目標とした選択が行われている。

もっとも、ここには、勉学の目標をどこにおくかの問題があり、端的にいえば、基礎・教養か、それとも応用・専門学校化かである。法律家としての基礎に力点をおくと必修科目が、他方で、応用に力点をおけば重点領域が、より重要となる。しかし、前者にすぎれば、就職後に即戦力たりえず(実務志向たりえず)、後者にすぎれば、応用のものまねやマニュアル化となる。近時の学士論文や修士論文

において、いたずらに先端テーマがはやるのは、後者の例である<sup>4)</sup>。博士論文や教員の研究も例外ではない。研究費も、短期的な成果を求めるものが大半である。大衆化後の大学は、もはや教養的ではなく、基礎・必修科目の充実を求めるのは研修機関だけである。実務界は、即戦力、実務志向的であり<sup>5)</sup>、さらに、わがくには、合格率そのものが低いことから、学生は、実務というよりも受験対策的である（試験科目の工夫しだいで、教養的にも実務的にもなろう）。同床異夢で、各者の目ざすところが異なっている点が問題である。1990年代のドイツの国家試験と同様に、試験科目の目標の明確化と現代化、ひいては多様化と工夫が必要となっている。

## 2 新試験とその特徴

法曹養成制度には、1990年代のコール政権のもとで、すでに種々の改革が行われた。大学での勉学期間の短縮をねらった改革（受験回数制限に算入されない受験、分割受験など）が行われ、試験科目や司法研修の態様も論議された。これらについては、繰り返さない。授業料の有料化も検討され、今ではほぼ半分の州において、登録料や授業料の徴収が行われている<sup>6)</sup>。

2002年改革法には、つぎの4つの柱が立てられた。すなわち、①大学ごとの重点教育が重視され、第1次国家試験の配点の30%に相当する部分について大学の

- 
- 4) もっとも、象牙の塔という批判を予想しつつ、あえていえば、地道に基礎を積んだ者ほど、実務に出ても、多少時間はかかっても、十分な応用能力を発揮するものである。基礎も不十分なうちから、応用のまねごとをする者は、かえって自分で応用する能力に乏しいように思われる。実務の即戦力だけを求めようとするのは、長い目でみれば、実務の潜在能力の開発にも適合しないのである。大学もあまりに短期的な実務に迎合しすぎである。いわゆる専門学校化の弊害である。
  - 5) 実務志向的と思われるアメリカの弁護士事務所は、意外にOJTを重視しており、とくに大規模事務所は、ロースクールの卒業生に必ずしも即戦力たることを求めず、自己養成を重視している。ロースクールが、連邦あるいは全州に通用するコモンローのレベルの教育をするだけであり、各州法レベルの勉強は、実務の中で修得するほかはないとの構造に根ざしているが、長期的視野から、基礎力の充実が求められるのである。同じ「実務型」といっても、日本のそれが短期的なものをいうのとは異なる。就職後に、研修や研究集会に事務所の負担で参加する機会も多いようである。
  - 6) 1990年代の改革については、【大学】159頁以下、登録料については、【自由と拘束】440頁。

独自の試験が導入されること、②国際性と問題解決能力などの専門性の重視、③弁護士研修の重視、④裁判官の社会的な資質の重視である。これに伴い、従来、裁判官の養成を主たる目的とした法曹養成制度の理念はかなり変質し、また裁判官的な法技術の習得を目ざした体系も、より多様なものに改められることになったのである。これは、とりわけ大学進学率の増加と大学の大規模化の結果、法学部の卒業生が増え、司法研修後の就職先が、伝統的な司法職（裁判官と検察官）よりも弁護士や一般企業が圧倒的に多くなったことから、実務界からの要請に応えたものである<sup>7)</sup>。

本稿では、①にのみふれる。すなわち、大学での重点教育の重要性は1990年代から強調されていたが、従来は勉学期間の短縮がおもな検討の対象とされ、そのための具体的な施策は行われてこなかった。これに対し、改正法は、第1次国家試験とともに大学における重点領域の試験が行われるものとしたのである（ドイツ裁判官法5a条1項、5d条2項参照）。大学の大衆化に由来する大学の変質は、実務研修よりも先行していたからである。これにより、新たに第1次国家試験の30%に相当する重点領域の試験を大学が行うこととなり、従来の一元的な国家試験の形態は修正された。プロイセン以来の国家（ラント）管理試験の伝統の修正である<sup>8)</sup>。

### 3 国家試験の沿革

ドイツの司法研修の沿革は、種々の領域から成る19世紀のプロイセン国家が、均質な官僚と裁判官を確保しようとしたことに遡る。すなわち、1871年の統一まで、ドイツの法は普通法、ライン・フランス法、ラントの地域実定法（プロイセンやザクセンの制定法）などに分裂していた。各地の大学がドイツ全体に通用する普通法の教育を目ざしたのに対し（アメリカでも、ロースクールはコモン

7) 前掲・国際商事法務①30巻9号1220頁。

8) 後述のマンハイム大学のものによれば、重点試験をうけるには、あらかじめ学生は、重点領域の履修をして、受験をしなければならない（電子申請）。重点領域の変更は、原則としてできない。重点領域のための試験は、国家試験の書面試験の終了後、遅くとも6ヵ月以内にしなければならない（§ 33 JAPrO 2002）。<http://www.unternehmensjurist.uni-mannheim.de/startseite/index.html> 参照。

ローの体系の習得を目ざしているものであり、州法の習得のみを目標とするのではない)、司法研修は、ラント、とくにプロイセンの実定法であり2万条以上の法文からなるALR(プロイセン一般ラント法典・1794年)を学ばせることを目ざしたのである。その後、統一によっても法の分裂がただちに解消されたわけではないこと、大学への統制、実務の研修としての意味など種々の理由から、2段階の制度も存続したのである。国家試験は、このラントの試験を承継した州の試験である<sup>9)</sup>。

もともと実務研修は行政機関によってされていたが、1817年以来、法学教育(Rechtsstudium)が、1879年以来、実務研修(Vorbereitungsdienst)が司法機関によってもされるようになった。また、これらは、第二次大戦まで、司法と行政で別個になされていた。ほかのラントも同様のシステムを受容したが、必ずしも同一ではなく、養成システムが統一されたのは、ようやく1934年であった。こうした沿革から、必然的に、国家試験と実務研修は、裁判官の養成を主軸においていたのである。2003年の改正法により、国家試験の伝統が転換されたことは、大学の大衆化と法の現代化・多様化の帰結と目される。しかし、大衆化された大学と司法研修の乖離は、なお大きいといわなければならない<sup>10)</sup>。

#### 4 旧試験の結果

(1) 2007年度の第1次国家試験(旧試験)の受験者は1万4500人(うち女性8012人、55.3%)、合格者は、9811人であった。圧倒的に多くの受験者は、旧試験によったのである。2006年と比較すると、受験者が500人ほど増えたのに反し(前年1万4012人)、合格者は微減した(前年9903人)。合格者が1万人に満たないのは、前年同様である。ちなみに、合格者数は、1994年から2002年までは1万人を超えていた(1996年の1万2573人が最大)。1990年の東西の再統一後、法曹需要が増大し、入学者も増加したからである。

合格率は67.7%(前年70.7%)であった。成績の割合は、①優等、②優、③良、④可、⑤合格、⑥不合格(①sehr gut, ②gut, ③voll-befriedigend, ④befriedigend,

9) 【大学】51頁以下参照。

10) 【自由と拘束】432頁。

⑤ausreichend, ⑥bestanden nicht=mangelhaft)の順に、①0.2%、②2.5%、③11.1%、④24.6%、⑤29.1%、⑥32.3%であった。この数年、不合格者の割合が微増しつつあり、今年は3割の大台を超えたのである。ちなみに、①は30人であり、0.2%という割合は、ここ数年変わらない(1989年と同じであり、2000年にはほぼ半減していた)。⑤の最低合格の段階の割合は、ほぼ30%台であるが(1990年代後半に高い)、2005年から3年続けて、3割を割り込んだ。割合区分の中では、⑤の低い成績の合格者と⑥不合格者の割合が高いことが特徴である。①の実数は、多いバイエルン州でも8人、その他の州では、0~5人程度である<sup>11)</sup>。

(2) 第1次国家試験を受験するための勉強要件を満たすために必要な期間は、かつては5年を超えていたが、近時の改革の結果減少した。平均で、9.6学期、中央値は、8学期となった(38.5%)。9学期で要件を満たす者が、5割を超えるようになったことから、1990年代以降の改革の成果が出て、かなりの短縮となっている(ただし、10学期の者も、21.2%である)。

平均が9学期であることは、ボローニア方式(ヨーロッパの大学共通化の方式であり、大学と修士課程を合計5年の課程に再編するもの)への接合がむずかしいことの理由の1つとなりうるが、反面では、大学だけで完結する方式が、必ずしも現在の養成制度としては十分ではないことの理由ともなる。もっとも、その解決は、大学の養成に修士の制度を接合することによってだけでなく、司法研修や司法試験の素材の改良によるべきことにもつながる。しかし、大学のカリキュラムは、20世紀を通じて改善されてきたが(たとえば、実務志向型の科目の増加)、国家試験の科目は、基本的に19世紀的であり、それが裁判官養成型にとどまっている限り、完全な接合はむずかしい。大学のカリキュラムを試験対策型に変更すること(予備校化)は論外であろう。重点領域の試験の導入は、接合のための妥協の1つだったのである。

合格率には、州によりかなりの相違がみられるが、2007年度は、ヘッセン州の77.7%が最高であった。他方、東ドイツ地域のメクレンブルク・フォーボンメルン州は52.1%、ブランデンブルク州は58.3%、ザクセン州は56.1%であった。

11) 年ごとの変遷や男女比率、自由な挑戦(Freiversuche)受験者の数については、前掲・国際商事法務②615頁参照。

例年、東ドイツ地域の合格率は低いですが、南ドイツは、改善された。ほかは、おおむね6～7割前半である。

国家試験に1回で合格せずに2回目の受験をする者が、毎年おり、2007年度は2647人であった。そのうち959人はまた合格しなかった。受験機会は、基本的には2回に制限されている。なお、受験を重ねても必ずしも合格しない者が存在するだけではなく、試験にもいたらずに勉学に挫折する者がかなりおり、大学入学者との比較で、これらの挫折者の合計の割合は相当数になる（統計的な推定で、4割前後）。

第1次国家試験は、書面による試験と口述試験（配点比率は、およそ3分の1程度）により行われる。北ドイツの諸州では、家での課題作業（Hausarbeit, 論文作成）が残されているのが特徴である（配点比率で20%程度）。すなわち、2007年では、ブレーメン州（30%）、ハンブルク州（24%）、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州（24%）、ニーダーザクセン州（20%）の北ドイツ諸州が、国家試験の中になお家での作業（Hausarbeit）を残している。また、必ずしも北ドイツに限られず、中ドイツのヘッセン州（1/3）、ノルトライン・ヴェストファーレン州（20%）の2州、および東ドイツのテューリンゲン州（27%）にもある。ただし、テューリンゲン州のそれは、統一されておらず、論文試験（8 Aufsichtsarbeiten 72%）と口述試験（mündliche Prüfung 28%）の場合と、論文試験（5 Aufsichtsarbeiten 45%）、家での作業（Hausarbeit 27%）、口述試験（mündliche Prüfung 28%）の場合とがある。もっとも、第2次試験では、修習生の増加から廃止されている。その他、試験の方法や配点には、各州により工夫が凝らされているが、本稿では立ち入らない<sup>12)</sup>。

(3) 2007年度の第2次国家試験の受験者は1万0196人、合格者は8351人、合格率は81.9%であった。成績は、①0.0%、②2.0%、③14.8%、④34.4%、⑤30.7%、⑥18.1%である。前年比較し、不合格者が増加した。合格者の割合は、東ドイツのブランデンブルク州は、70.5%、ザクセン・アンハルト州は、75.2%と低く、高いほうでは、北ドイツのハンブルク州で88.2%、東ドイツのテュー

12) Vgl. Derleder, Staatsexamen und Berufsqualifikation - Was leisten eigentlich die Justizprüfungsämter, NJW 2005, S. 2834. 国家試験改革について、S. 2836.

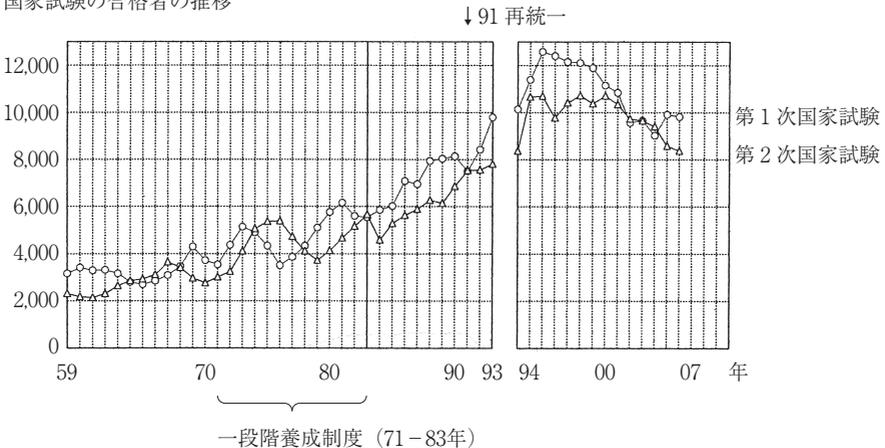
リンゲン州は、87.8%であった。

第2次国家試験にも工夫が凝らされるが、本稿では立ち入らない。筆記試験と口述試験（陳述を含む）の割合は、おおむね60～70%と30～40%となる。口述試験の比率は、かなり高い。

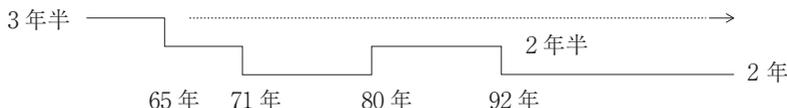
2007年度に、実務研修をしている修習生は、1万9464人となり、昨年から2万人を割り込んだ。女性の比率は、数字が不明なヘッセン州とザクセン州を除くと、53.3%であった。従来、東ドイツでは、女性の比率が6割を超え、女性の社会進出の割合が高い再統一以前からの傾向を反映していた（メクレンブルク・フォールポンメルン州で64.7%、テューリンゲン州で65.0%、ブランデンブルク州で64.6%など）。低いところでは、ハンブルク州で、37.9%他の州は50%台である。

2007年度に新たに採用された修習生は、9403人であった。実務研修の期間は、近時では2年となっている。州により採用人数にかなりの相違がある。西ドイツの大州であるノルトライン・ヴェストファーレン州で2441人、南ドイツのバイエルン州で1444人で、都市州のブレーメン州と、西ドイツのザールラント州、東ドイツのザクセン・アンハルト州、メクレンブルク・フォールポンメルン州が2桁であり、その他は、3桁の採用となっている。

国家試験の合格者の推移



## 実務研修の期間の変化



### Ⅲ ボローニア方式とマンハイム・モデル

#### 1 ボローニア方式と種々の改革モデル

(1) 1999年に公表されたボローニア宣言は、ヨーロッパの大学の標準化を目指して、学部と修士課程を合計5～6年で完結する課程に整理することを提言した(105頁の図②参照)。ドイツ各州の文化相会議(Kultusministerkonferenz)は、この新たなシステムの樹立を、ドイツの大学政策の中心と位置づけ、2003年6月には、「ドイツの学士と修士制度の10のテーゼ」を具体化した。これによって、実務研修がある法律、医学、教職の国家試験の過程も、経過期間の伸長が望まれるものの、検討の対象とされることとなったのである。これについては、前稿「グローバル化のものと法曹養成」(【自由と拘束】457頁以下)で扱ったので、本稿では立ち入らない。

しかし、そこでも扱ったように、法曹界では、比較的これに否定的なものが多い。大学の法学部会議(Juristenfakultätentag)は、ボローニア宣言を全体として受容することは拒絶した。連邦弁護士会、連邦公証人会、ドイツ公務員連盟も同様である。連邦司法大臣のZypries、各州の司法大臣会議(Justizministerkonferenz)も、司法政策上の理由から反対を表明している<sup>13)</sup>。

(2) それというのも、ドイツの司法研修は、たんにこれを修士課程に置き換えればたりの性質のものではないからである(105頁の図①参照)。目的も機能も異なっている。また、ボローニア方式に司法研修をプラスするとすれば、ただでも長期の養成課程がますます長期化することになる(同頁の図②・3段階方式参照)。しかも、ドイツの司法研修は、従来大学の卒業資格の代替だったのであり、いわば全員がここに入ることが期待されている。ボローニア方式の修士課程にお

13) 【自由と拘束】461頁参照。

いて学士の2、3割の採用が予想されるのとは、異なる。

そこで、これを逆転させ、従来の法曹養成制度に修士課程を接合する（Jeep）案もある（司法研修も修士の期間も1年に短縮。105頁の図②Jeepの3段階方式）<sup>14）</sup>。しかし、逆転させたいえ、また大学や司法研修の期間を短縮したとしても、依然として法曹養成制度が長期化する危険はあるし、1990年代まで、大学の課程のみで実質的に5～6年にも達した大学の養成課程を短縮しうるかには疑問もある。そして、司法研修の短縮にも疑問がある。ポローニア方式が形式的には具備されても、間に司法研修が入ることによって、実質的には修士の実効性にも疑問がある。狭義の法曹と経済法曹では、目的が異なるからである。

そこで、並列・分離モデル（Spalte Modelle）が提案されていた（105頁の図③参照）。すなわち、大学の通常の期間を3年程度に短縮し、修士課程と司法研修のコースを別個にその上に接合するものである。学生の選択によって、進路を分けるのである。しかし、もともと長期な大学の課程（通常4年～5年）を3年に短縮し、分化するまでの法律の講義を圧縮して行うのはむずかしい。そこで、その変形である、シュトットガルト・モデルが登場した（105頁の図③参照）。分化する前の段階をさらに短縮し、大学の基礎課程2年とするものである。応用課程では、すでに分化が行われ、修士課程にいく応用課程と、司法研修につながる応用課程に分かれるのである<sup>15）</sup>。

つまり法曹養成制度のポローニア方式への接合には、統一的法律家の像をあまり阻害しない方法が、従来模索されていたといえる。大学あるいは基礎課程においては、法律全般の授業を行い、その先でフォークのように進路が分化するからである。

(3) ちなみに、日本の制度は、ロースクール（法科大学院）の発足までは、①に近かったが、実質的な大学の期間（それにつづく浪人の期間）が延びて（106

---

14) Jeep, Bologna: Stärken bewahren, Chancen nutzen, JZ 2006, 459; ders. Der Bologna-Prozess als Chance, NJW 2005, 2283. しかし、ドイツの司法修習はもともと3年半にも及ぶものであったから、これを1年にすることは現実的ではない。従来も2年より短縮されたことはないからである。

15) Stuttgart Modellについては, Goll, Das „Stuttgarter Modell“ der Juristenausbildung, ZRP 2007, 190.

頁の図⑤従来型参照)、新制度の発足の契機となったのである。現在では、形式的には、この分離モデルに近い(106頁の図⑤ロースクール型参照)。大学課程の修了とともに、司法修習向けのロースクールと修士課程の選択の可能性があることからである。もっとも、ポローニア方式の修士課程は、たんなる研究者養成機関ではなく、専修コースを目的としているから、修士課程はあっても、ポローニア方式の予定するものとはいえない。

ポローニア方式に近いものは、1990年代にあった大学院の専修コースであったが、実質的には司法試験対策課程に転用されていた反面、司法試験コースとしては不十分であったことから、ロースクール(法科大学院)の発足により廃止された。二兎を追うという目的の不明瞭さから、目的に特化した採用や養成の方式がとられなかったことが失敗の原因である。ロースクールは、目的を司法試験に特化した。しかし、専修コースを廃止したのでは分離モデルにはならない。もっとも、従来の修士課程に、社会人向けのコースが設けられたことによって、これをも加味してみれば、分離モデルに近いものといえなくもない。ロースクールだけではなく、学部の形態を含めた統合的な検討が必要な段階にいたっている<sup>16)</sup>。

当面は、⑤を整理して、③の分離モデルに近づけることが現実的であろう。大部の大陸法の法体系の教育と、比較的厳しい司法試験を前提とすれば、2年または3年のロースクールで完結する方式(アメリカ型)は必ずしも現実的ではない。現在の合格率(修習生の採用数)のもとでは、法学部出身ではない真正の未修者にとって負担が重く、未修者の合格率は、低下している。司法修習のコースの充実のためには、もっと学部とロースクールの有機的連関を図ることが望ましく、同時に、学部に修士課程をもっと結合することが、現代の大学の多様な機能にもっとも即したものとなる(現実には、ロースクール設置のさいに、学部の簡素化が行われ、修士課程と結合した高度科目は縮小されたのである)。

研究者養成については、修士課程を廃止して、ロースクール卒業生から博士課程進学者を確保するとのコースは、ほぼ失敗した。ただでさえ博士課程は長期間の養成を必要としてきた。まして、給与をうける司法修習の可能性が開けたロースクール卒業生にとって、重厚長大な博士課程は、魅力があるものとは映らないであろう。給与がないだけでなく、高額の授業料を徴収され、しかも将来の展

望が開けない（と思われる）コースを魅力的なものとする必要がある。授業料の免除、TA、RAとしての報酬の可能性だけではなく、2年程度への期間の短縮が望ましい（あるいは学部の短縮）。そして、外国語への負担が重いわがくにの状況からすれば、ロースクール卒業後の開始では間に合わないから、研究者の専門コースの復活が必要である。

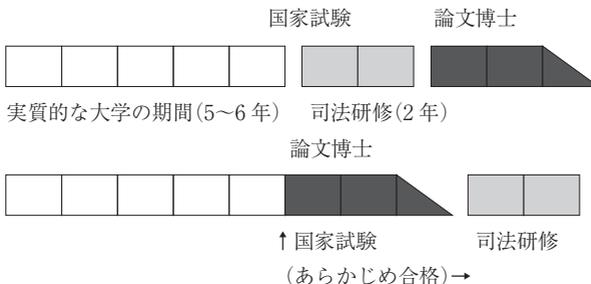
修士課程を廃止しなかった大規模校においても、研究者志望者は激減している。ロースクールとの競争に勝てなかったのである。ロースクール自体も、合格

- 16) 日本のロースクールでは、2年または3年の課程で、法務博士の資格をえることができる。しかし、1990年度に発足し2000年台に廃止された大学院の専修コースは、4+2年の課程で修士どまりであった。国際標準では、学士と修士の課程は、合計5年（日本では、4+2）である。大学院の社会人コースでも、2年でえられるのは、修士にすぎない。これに比して、ロースクールでえられる資格は、いきなり博士であり、資格のインフレといえる。医学部は6年の課程でも、取得できる資格は、学士にすぎない（2006年から6年制になった薬学部でも学士である）。バランス上、おかしい。

たしかに、医学部では、卒業後、研修医の期間、大学に残って博士を取得することが多く、またそれゆえ医師は、ドクターと呼ばれる。アメリカのメディカル・スクールの卒業生も、M.D. (Medical Doctor) であるが、それなりの期間か論文を必要とするのである。いずれもなしに、博士J.D. (Juris Doctor) とするのは、資格の安売りにすぎない。

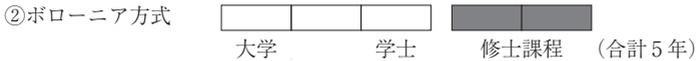
2009年に発足した韓国のロースクールの卒業生は、法務修士である（金相容報告「法理論と法実務との統合～教育的側面を踏まえて～」2009年3月14日の早稲田大学でのシンポジウム）。ドイツの伝統的な博士は、とくに時間的な課程を必要としないが、課程博士というよりは、論文博士であり、Dissertationを書く必要がある（【大学】190頁参照）。実態としても2～3年ぐらゐ余分にかかる場合が多いようである。司法研修後、就職のために取得する場合には、Jeepの3段階方式に近いものとなる（後述②図参照）。もっとも、第1次国家試験合格後、司法研修に入らずに、先に博士論文を書く場合もある（ちなみに、Larenzのように、司法研修に入らずにそのまま就職する例もある）。いずれも、司法研修と博士の論文作成期間は、従来は直列型である。

博士を取得する場合（従来の例）



率が低下する傾向にあることから、魅力を失いつつある。研究者の志望者については、司法修習の給与廃止が転機をもたらすと予想もあるが、それでは、敗者同士の争いにすぎない。

法曹養成制度の種々のモデル



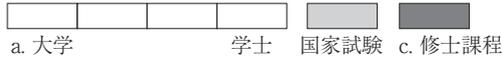
これに司法研修を付加するもの (直列の接合)

3段階方式

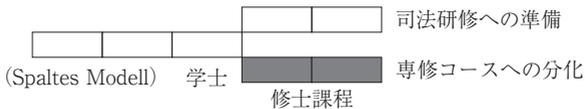


その変形

Jeep の3段階方式



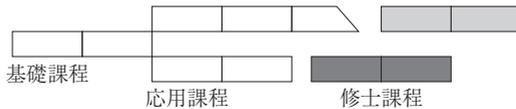
③並列的な接合



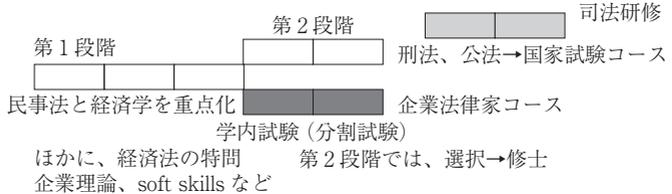
(大学の課程ではオールラウンドな勉学を目標とする)

その変形

シュトットガルト・モデル



④マンハイム・モデル、学部最初段階から直列の接合



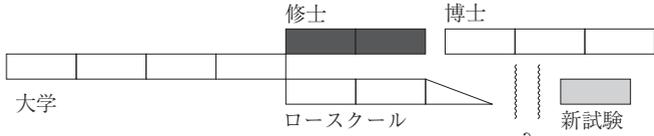
⑤日本型（重厚長大）

従来型



浪人・試験の繰り返し

ロースクール型



受け控え

(4) 並列・分離モデルに対し、後述のマンハイム・モデルは、大学の課程そのものを大幅に組み換えようとするものである。最初の3年の課程で、民法と経済学を重点的に扱い、しかも、ここに経済法の高度な理論や企業理論、soft skillsといわれる技術的な科目をも配置し、これに続く第2段階で初めて、刑法と公法を重点的に配置するのである。このコースでは、5年間でオールラウンドな法律学の勉学の結果、国家試験を旨ざすことができる。しかし、同時に設ける企業法律家（Unternehmensjurist）のコースでは、修士レベルの（企業法の）勉学に特化するのである。従来の専修コースへの分化がより早く行われる点が特徴である。第2段階では、国家試験のためのコースをとるか、修士をとるかを選択し、後者がボローニア方式に接合するのである<sup>17)</sup>。

従来のコースが、フォークのように、先端でのみ分化、並列していたのに対し、最初の段階から直列的に分化を旨ざしているところが新しい。養成制度の大幅な修正を伴わない小さな解決の提言では、ボローニア方式への接合は、従来、いわゆる分離モデルが多かった。全面的な司法研修の修士化は不可能とするものであり、せいぜい修士の課程を、国家試験を旨ざすコースと並列化するものである。本モデルも基本的には同様ではあるが、違うのは、たんにオーソドックスな大学の課程に、国家試験のための勉学が積み上げられるのではなく、有機的に分解さ

17) Schäfer, „Bologna“ in der Juristenausbildung? Das Mannheimer Modell eines LL. B. - Studiengangs, NJW 2008, 2487. Schäferは、マンハイム大学の法学部長であり、企業法のインスティテュート長である。論文は、2008年9月に発足するコースの紹介であり、ボローニア方式により適合したものとする。

れて、時系列的に、民事法→公法・刑事法と整理されているところである。

## 2 マンハイム・モデル

(1) ボローニア方式に関する議論は、現在でも継続しており、法学界や司法関係者上の大勢は、法曹養成制度への学士・修士の二段階制度には、疑いが大きいものとする。他方、経済界には、国家試験を中心とする法曹養成制度に疑問を呈し、ボローニア方式を是とするものが多い。

ドイツ学術のための寄附者連盟(Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft)は、2008年2月13日に、ボンにおいて、「ボローニアのための最終弁論」大会を行った。そこでは、学士・修士(Bachelor/Master)の結合モデルが多数紹介され<sup>18)</sup>、また、ノルトライン・ヴェストファーレン州の司法大臣のMüller-Piepenkötter、バーデン・ヴェルテンベルク州の州司法試験委員長Jacobiは、2007年に公表されたシュタットガルト・モデル(Stuttgarter Modell)を紹介した。さらに、Jeepは、3段階モデルを、Schäferは、マンハイム・モデルを紹介した<sup>19)</sup>。そして、同モデルに対する反論も行われ、ドイツ裁判官連盟の代表であるKamphausenとドイツ法学部会議の議長Huberは、批判的講演をし、疑問を提示したのである<sup>20)</sup>。

国家試験と学士の結合、修士取得と職業資格の結合については、マンハイム・モデルは、ボローニア方式に適合的であり、現在の国家試験の方式を大幅に変え

18) これにつき、Pfeiffer, Wird der Juristenausbildung der Bologna-Prozess gemacht, NJW 2005, 2281; Huber, Zwischen Konsolidierung und Dauerreform- Das Drama der deutschen Juristenausbildung, ZRP 2007, 188. また、Jeep, a. a. O., JZ S. 459; Dauner=Lieb, AnwBl 2006, 5; Schäfer, a. a. O., S. 2487.

なお、筆者は、グライフスヴァルト大学の新カリキュラムについても紹介したことがある。これは、国家試験コースと専修コースのシステムである。【自由と拘束】401頁。また、ブランデンブルク州における新たな法曹養成については、Engelmann, Die novellierte Juristenausbildung in Brandenburg, Neue Justiz 2006, 7, S. 299.

19) ほかに、Mercator財団の議長のFrohnと、イギリス・ドイツ法曹連盟(London)の議長Steiner、やFU Berlinの学生Trillóの補充発言もあった。

国家試験を基幹とする法曹養成制度に対する批判は多いが、たとえば、Derleder, a. a. O., S. 2834. である。現在13万5000人の弁護士がおり、毎年7000人が増加しつつある。また、経済界への就職も多いことから、すでに2回の国家試験の意義は減退しているとする。国家試験は、最低限のスタンダードを保証するにすぎず、試験改革の必要性が増大しているものとする。

20) Schäfer, a. a. O., S. 2488.

るものではないことから、同大会においても、他のモデルよりも批判が少なかったと評価されている。

おおむね、試験を目的とした素材に、経済や経営的な素材30%が付け加わる。最初の3年の間、民法法が重点化され、経済学関係の重点教育が行われる。この点は、従来の経済法専修コースに近いが、刑法と公法の大部分は、第2段階に移される。ここで、国家試験のための勉強が完成する。

段階ごとの方法により、国家試験の受験も2ブロックに分割される。第1段階の、民法法ブロックでは、書面による学内試験とも対応している。この方式でも、あまり大きい法的変更を必要とせず、バーデン・ヴュルテンベルクの法曹養成および試験法 (BadWürtt-JAPrO) の変更を必要としないことが利点とされる。

(2) マンハイム・モデルでは、学士の段階は、3年間で、学内試験により終了することが可能である。試験は、第1次国家試験の要件となる民事の演習を含む。同時に、学士課程には、国家試験に算入される大学の重点教育の意味での重点課題の授業が包含されている。

学士課程は、3つの部分からなっている。

①第1は、国家試験レベルの民法法の教育である。基礎法や方法論を含んでいるのは、国家試験にも対応するためである。国家試験が1990年代からそう変わったからである。ちなみに民法典では、最初の3編 (財産法) を中心に、ドグマと方法論を対象とする。

②第2に、経済法の特問 (Spezialisierung) は、発展科目であり、おもに3学期以降にされる (商法、会社法、労働法、担保法)。4学期以降は、国際私法、経済法、銀行法、資本市場法、会社法、集团的労働法、破産法、保険法、無体財産法、競争法、医事法、税法などを対象とする。

③第3は、ドイツおよびヨーロッパの経済組織、経済行政法である。経済学の部分は、企業法律家に必要とされる経済知識の獲得に特化する。

ここは、さらに3つに分けられる。

1. 企業法律家に意味のある企業理論、すなわち、マネージメント、会計、財政学、マーケティング
2. 重点領域の深化、すなわち、税と会計、ヒューマンリソース

### 3. 国民経済学の基礎

の各部分である。

さらに、法と経済のつなぎとして、重点領域の講義があり、また、経営学(BWL)の選択必修がある。「法の経済分析」「契約法と契約の形成」などがある。

最後に、外国語教育、キーポイント (Schlüsselqualifikation)、プレゼンテーション、コミュニケーション、マネジメント技術のプログラムがある。

第2段階の、4学期では、修士コースをとるか、国家試験のためのコースをとるかを選択する。修士の勉学は、国家試験(分割受験)の後に開始する。職業的な修士の勉学では、相当程度が経営学の理論をモデルとする。たとえば、「会計と税の実践理論」である。これは、税理士試験や公認会計士試験(Steuerberater-od. Wirtschaftsprüferabschluss)につながるものとなる。さらに、その他の修士課程や英語でするプログラムにつながったり、複合修士(Joint Master)などの可能性もある<sup>21)</sup>。

(3) (a) マンハイム・モデルは、国家試験の可能性を否定しない案であり、以下の点では、むしろ国家試験と接合的である。

第1に、民事法の国家試験のための勉学は、学士の最終試験のためになる。修士は、企業法律家コースに取り込まれるのである。

第2に、職業的な学士の教育は、統一的法律家の補完の勉学(刑法・公法コース)によって完成する。そこで、国家試験をうけて、修習生になることをも可能にしている。

マンハイムの法学部は、従来の法曹教育が、そのままの形式で全体としてポローニア方式に修正されるべきとの立場をとっていない。固有の学士の勉学が、統一的法律家の養成と結合可能との立場である。学士を卒業したすべての学生は、ただちに職業に入るか、国家試験を目指し、付加的に補充課程を卒業することができるのである。選択肢として、卒業生には、修士のコースが履修可能となっている。

(b) 学士の修了は、マンハイム・モデルによれば、法律のみの知識(Jura-Light-

---

21) Ib.

Abschluss)ではなく、また時間的に圧縮された不十分な資格(Abrecherzertifikat)でもない。6学期後に、課程を卒業した者は、民法と経済法の国家試験の水準に達し、同時に、企業経済理論の知識も有している。

(c) 学士コースを出たあと、国家試験を選択した者は、国家試験をうける必要がある。しかし、学士課程にないものを、後続の講義でとるのである。すなわち、刑法と公法の大部分である。試験科目は、マンハイム・モデルでは、並行ではなく、順次とるのである。これは、JAPrOの改正で使われている段階的な結合課程(gestufteter Kombinationsstudiengang)の概念に近い。まず、民法を学び、補完課程において、公法と刑法をする。この段階的な方式は、試験でも分割的な方法を可能にしている。マンハイムの卒業生は、まず、国家試験の民法をうけ(これは、学士課程になる)、2年間さらに勉強して、残りの刑法と公法の試験を、第2ブロックでするのである<sup>22)</sup>。

(d) マンハイムの法学部では、この提案によって学士課程の卒業生には、労働市場の競争可能性が広がると考えている。従来、第1次国家試験後の卒業生は、労働市場において、必ずしも満足する状態ではなかった。また、第2次国家試験を、6年以上の期間後に通った者も、付加的な資格なしには、やはり就職において満足できるものではなかった。そこで、過去の10年間、労働市場において、法律家は、地歩を失っていたのである。また、経営学の卒業生もそうである。

かつて古典的法律家でも、企業のトップや幹部になることもまれではなかったが、今日では、こうしたマネジメントの能力は、各学部のうち必ずしも最大とはいえない。法律家も、経済人や社会学修了者や哲学修了者とも競争しなければならない。そして、長い養成期間にもかかわらず、しばしば失敗するのである。経済は、法律家を求めるが、それは、古典的な司法法律家ではなく、必要に応じた養成をへた者である。その目的は、法律学の知識ではなく、マネジメントの能力である。企業管理(Unternehmensleitung)が目的とならなければならない。つまり、職業能力と実務能力の向上を目的とする。こうした目的は、企業、税理士会、公認会計士協会、大学卒業生団体の要求にもそうものとされる。

---

22) Ib.

(e) マンハイム・モデルは、最後に、一般化の可能性(Verallgemeinerungsfähig)をも有する。従来の法律家の養成ではなく、段階的に結合された補充の課程において、法とその他種々の領域との結合が行われる。たとえば、公法と行政法、非営利業務(Non-Profit-Management)の結合である<sup>23)</sup>。

### 3 マンハイム・モデルへの批判

(1) マンハイム・モデルは、バーデン・ヴュルテンベルク州だけではなく、ボンなど他州の大学においても、議論されている。

しかし、批判もある。第1は、授業科目の分割可能性であり、マンハイムの卒業生は、古典的な国家試験の勉強には不利であるとの主張がある。とくに勉学の機会の均等の面では問題があるとする。第2は、マンハイム・モデルは、「統一的法律家」の像を危険にするというものである。伝統的法曹養成の順序を変えることによる(Einstieg in den Ausstieg)副産物をもたらすからである。

再反論としては、まず、機会の均等については、バーデン・ヴュルテンベルクのJAPrOの改正草案で予定された分割可能性(Abschichtungsmöglichkeit)を強調する必要がある。これは、試験を2ブロックに分けることを認めている。マンハイム・モデルの民事法、公法、刑法の素材は、時間的に前後する分節として行われることを認めている(まず、民事法、その後公法と刑法)。これは、1990年代の改革の成果である。すべてを同時にする方式では、従来の学士課程の学生にとって、経済学関係の負担が重すぎる。しかし、マンハイム・モデルでは、これを避け、同時に第1次国家試験の資格獲得のための要件をみたしている。さらに、他州でも(ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州など)、こうした試験の分割の可能性が存在する。そして、国家試験によって、卒業生は、通常法律職の可能性が与えられる。マンハイム・モデルのもとでも、通常の修習生と相違はない。分割可能性をモデルの欠陥(Schönheitsfehler)とする者には、むしろ長所があることを指摘できる。すなわち、重点化された学士の修了は、それだけで労働市場にとって価値があり、同時に、学士の修了と国家

23) Schäfer, a. a. O., S. 2489.

試験が対応して、国家試験水準の民法法の能力を証明している<sup>24)</sup>。

批判の第2の「統一的法律家」(Einheitjurist)の破壊については、少なくとも国家試験受験者にとっては、オールラウンドな法の能力が国家試験により担保されるから、杞憂にすぎないことが指摘できる。提供される講義の数には変更はなく、経済関係の能力を備えた新しい形態の法律家の参入があれば、より望ましい効果があるともいえるのである。

(2) マンハイム・モデルは、法曹養成におけるボローニア方式の実現と位置づけられ、従来の法律職以外に対する職業的可能性を開き、他方で、資格としての国家試験につき、選択権を拡大したものとされる。これにもとづき、マンハイム大学では、2008年秋に、新たなコースが始まっている<sup>25)</sup>。

(3) なお、マンハイム・モデルの採用いかんによらず、こうした多様な提案が実行されるところに、改革の斬新さがみられる。わがロースクールが、実質的に、同じモデルの、型にはまった講義やシステムしか提供できないのと異なる。わがくには、ロースクールの認証評価がもつばら新規性を否定し、独創的工夫を排除しているのと対照的である。

## IV むすび

### 1 大学の変容

(1) 20世紀の後半以降、大衆化された大学は、継続的に新しい試みを行ってきた。ひとり法曹養成制度のみが19世紀的に留まるわけにはいかない。その1つが、法曹養成課程への経済実務的観点からのコースの導入であり、比較的早く1990年代に、専門大学において、独立した経済専修コースが設けられた<sup>26)</sup>。専門大学は、国家試験を目ざさず、独自の学士の資格を付与することによって、国家試験の負担を免れたのである。こうした専門大学の試みは、経済界の需要に適合し、おおむね成功したと位置づけられている。

---

24) Schäfer, a. a. O., S. 2489.

25) Schäfer, a. a. O., S. 2490. 新しいコースについては、マンハイム大学のHPである <http://www.unternehmensjurist.uni-mannheim.de/startseite/index.html> を参照されたい。

26) 専門大学の経済専修コースにつき、【大学】216頁。

そこで、これが一般の法学部にも影響した。法学部は、学生の増大と国家試験修了者の失業に直面して、法学部の機能の修正を図った。圧倒的に多数の者が法曹実務にはつかないことから、また法曹の中でも弁護士職につくことから、企業向けカリキュラムの充実を図ったのである。これに学士の資格付与が結合した。この修正によって、従来卒業資格をもっぱら第1次国家試験に頼っていた大学の主体性が回復された。この変化と20世紀の間継続した大学の授業の多様化をうけて、国家試験も変質せざるをえないのである。古典的な法律試験のみではなく、大学の提供する重点領域の試験を、大学自体に委ねることとなったのである(30%までの成績評価)。2003年の制度改革の柱の1つである。これにより、プロイセン以来の、法曹資格付与の国家独占が後退した。法曹資格者の多様化に対応するものである。こうして、従来みられた大学の養成課程と試験、司法研修の分裂が阻止されることが期待されている。

(2) 大学の法曹養成課程へのボローニア方式の採用も、大学の新しい機能への対応である。これが、必ずしも古典的な法曹養成課程と調和しないことが問題となる。法曹養成課程の後半は、国家試験をへた司法研修だからである。司法研修制度は、必ずしも多様な実務を志向していない。2003年の制度改革は、同時に、司法研修制度自体をも、従来の裁判官志向型から弁護士志向型のものとした。改革の第2の柱である。実務志向性の拡大が期待されている。ここでも各制度の統合が目ざされている。

もっとも、国家試験・司法研修制度を全面的に転換することは、なおむずかしいものと考えられている。これがボローニア方式への多様な適合モデルを生み出している。ここには、法曹養成課程の目的が何であるかが問われているのである。大学の新しい試みに対し、19世紀的な司法研修をどこまで適応させるかが問題となっている。

## 2 その他の変化とそれに対する対応

(1) 大学のあり方を問う問題は、ほかにも種々みられる。1つは、コーポレート・ユニバーシティの動きである。ダイムラー、マクドナルド、ルフトハンザなどのグローバル企業が、企業内大学によって、会社の横断的なネットワークを構

築するものである。コンピュータを利用するeラーニングを中心とするが、各企業独自のカリキュラムをおく。国際的に著名な大学と提携している。ダイムラーとハーバード・ビジネススクール、ベルテルスマンとローザンヌのIMD（国際管理開発協会）は、経営陣の職能の向上のための研修を行い、ソフトウェア会社のSAPは、全社員を対象として、知識プールの共有を旨としている<sup>27)</sup>。

さらに、こうしたカリキュラムを学生にも及ぼすことにすれば、入社する前に一定の研修を終えることもできる。即戦力となるだけではなく、企業の求める人材の確保にも利点がある。もっとも、これが行きすぎれば、長期的な視野で行われるべき大学のカリキュラムを阻害することになる。

同様の動きは、ドイツに特有のものではなく、わがくににもみられる。アメリカのサブプライムローンに端を発する世界的な経済危機の前には、バブル崩壊後の停滞期の人手不足を補うために新人の大量採用が行われた。とりわけ大手銀行では、支店でon the job trainingが間に合わないために、金融の基礎や接客術を教える専門の学校で訓練を行うことが行われた。三井住友銀行の「リテールバンキングカレッジ」では、模擬店舗で接客を体験させ、為替や預金の事務を教える。みずほ銀行でも、新人を集めた塾での勉強会や食事会を開くという。保険などの新商品が増加し仕事が複雑になったことから必要となったものである<sup>28)</sup>。銀行や商社の法務部は、大規模化しつつあり、法曹資格者やその補助者への需要も多くなっている。ドイツ版の企業内大学は、これをより体系化して、アウトソーシングし、大学にお任せしようとするものである。技術の修得だけではなく、とりわけ営利企業には欠けがちなコンプライアンスや企業の社会的責任など倫理面の補強について意義を有するものである。なお、ここには、法学教育における倫理と技術に関する方法論上の問題も含まれているが、本稿では立ち入らない<sup>29)</sup>。

(2) (a) こうした大学の新しい活動は、卒業生の就職対策でもある。実務志向性は、若年者の失業対策でもあるから、今後増加しても、減少することはあるまい。大学の新たな試みが増えるとともに、それを見通しよくするための手だても必要となっている。ボローニア方式による標準化はその一環であり、もう1つは、

---

27) Zeitschrift Deutschland 2001.2/3, S. 45.

28) 朝日新聞2008年8月17日。

大学ランキングである。

公的な評価制度は、ドイツでも取り入れられているが、いわゆる大学評価は繁雑かつ大部で、一般人の利用に耐えるものではない。これを補うものとして、たんに雑誌などが個別にランキングをするだけでなく、大学開発機構 (CHE, Centrum für Hochschulentwicklung) は、毎年大学ランキングを公表し、これが、一般に、ホームページのほか、Zeit 誌上にも公表される。とくに、勉学開始者が大学を決定するのに使われることを予定している<sup>30)</sup>。こうした一般向けのランキ

- 29) 企業によっては、コンプライアンスが形式的な法令遵守と解されている場合がある。たんに法令の禁止に触れなければいいという態度であり、裏面からすれば潜脱 (脱法の限界) の指導である。ロースクールの倫理講座にも二面があり、もともとアメリカのロースクールで法曹倫理が教えられるようになった契機は、ウォーターゲート事件 (1972年) である。同事件では、知識上は、すぐれた法曹でもある政府高官 (ニクソン政権、1969-74) が、多くの違法行為 (住居侵入および盗聴未遂事件) を行った。ここで、専門家として能力的にすぐれることと、倫理的に望ましい状態とは異なることが明らかとなった。技術と倫理は、必ずしも両立するわけではない。

この事件以来、アメリカのロースクールでは、法曹倫理は、少なくとも教える側にとっては、重要科目とされている。しかし、ここには、現実主義と厳格主義の対立の構造がある。現実主義的立場からは、法曹倫理は、行ってはならないことの、たんなる回避のカタログであり、各科目の中で知識として教えられうるものである。反面として、必ずしも新たな問題を自律的に解決するものではなく、回避の指針たるべき程度のものとなる。最終的な担保は、法による禁止や制限、先例である。それが、しばしば潜脱のための指針 (法や倫理規定に触れるぎりぎりまでする) ともなることが問題である。

これに対し、厳格主義的立場からは、倫理は、みずから事件ごとに考慮され回避されるべきものである。それは、たんに各科目の理解に解消されるものではなく、一般的・法哲学的な存在となる。反面として、それは人間性に深く根ざすものとなるから、極端にみれば、正義と同様、たんに知識として教えられるものではなく、もって生まれた特性によって実践されるものとなる。すなわち、アメリカ的な法曹倫理は、専門家の責任の延長であり、各論的な性質をもつものに対して、ヨーロッパ的な法倫理は、もっと法哲学の問題であり、総論にこそ意味があるとする。もちろん、前者も、各論の中に総論的な思考があるとし (たとえば、英米法における契約法の体系が、大陸法的な意味での契約総論や債権総論を包含するように)、後者も、各論の存在を否定するものではない。真理は中庸にあり、ある程度は、折衷的な方法が必要である。程度の問題とはいえるが、基本的態度に相違のあることは否定しえない。専門家の具体的な民事・刑事の責任と、より抽象的なレベルにおける正義の意味、実定法と自然法の関係、法の拘束力の根拠などは、ただちに同列には扱えないからである。さらに、法律家といっても、大陸の法律家とアメリカの法律家との相違や、専門家の倫理性をカバーする社会的・政治的な環境や経済的な環境、法曹のもつ歴史的環境の相違も大きい。

- 30) Ziegert, Orientierung durch Uni-Rankings? Jus-magazin 2008, 5, S. 8.

また、ハノーバーの大学評価機構については、【自由と拘束】404頁参照。

ングは最近のもので、かつては、評価というと、研究者による研究評価のみであった。そこでは、もっぱら引用された公刊物の数が基準とされていたのである。その後は、アメリカから輸入された学生による講義の評価がさかんになったが、この場合には、大学だけではなく、そこで友人を作ることや大学のある「都市」も要素となった。全体として、かなり主観的なものであった。

(b) これに対し、近時のものは、より客観的なデータから、国内の大学の相互比較を可能とすることを目的としている。CHEは、30のコース (Studiengänge) を、3年ごとに調べている。その大学ランキングでは、法律や経済学 (ミクロ、マクロ別)、歴史、化学、数学、心理学、医学、歯学など、35分野ごとに、学部の評価を行っている。2008年は、法律、政治、社会学、国民経済とメディアの分野で、20万人の学生と1万5000人の教員が、協力した。研究費、公刊物の数、学生の評価 (図書館の設備、教育組織、勉学状況)、教員 (研究と名声) など、多くの指標にもとづいている。

ランキングの重点は、いかに学ぶかではなく、どこで学ぶかに役立てることにある。大学間の比較により、勉学のさいの選択を容易にするものである。公刊物である Zeit でも、インターネット上 (<http://ranking.zeit.de/che9/CHE>) でも、大学の検索が可能になっている<sup>31)</sup>。

大学そのものと無関係の要素、たとえば、大学の所在都市は考慮しない。大都市がいいか、小都市がいいかは、自分で決めるべきことである。学生の求めるところは、目的によっても、勉学の状況によっても異なるはずである。そこで、講義要綱やカリキュラム、試験情報、勉学相談の状況などが考慮される。

問題もあるといわれる。対象を客観的に評価することにつき、なお欠陥があるからである。調査は、教授や学生の見解ではどうであるといった主観的な基準によるところも多いからである。また、大学の競争を容易にするという主たる目的には、裏面があり、長いリストで、勝敗を示すだけになる危険性もある。さらに、区別は、さらなる格差を生み、一部への集中を促進し、多くの場合に、一部の

---

31) これに対し、Spiegelのランキングは、もっと教え方や指導 (Lehre) に重点をおいている ([www.spiegel.de](http://www.spiegel.de))。卒業生がどこで職業とキャリアをえられるかに重点をおくものもある ([www.wiso.de](http://www.wiso.de))。

大学に有利になる可能性がある。

(c) ちなみに、法律の分野では、狭義の法律 (Jura) ほか、経済法 (Wirtschaftsrecht) は独立した評価対象となっているが、これは、狭義の経済法というより、経済法専修コースというべきコースをもつ学部を対象とするものである。2008年には、すでに、31校がある。

法律では、法学部をもつ44大学が対象となっている。まず、1 研究上の名声、2 研究費、3 図書館の設備、4 学生に対する世話、5 勉学状況一般の概略のページがあり、44大学につき評価があり、そこから各学部の詳細のページにリンクしている。いくつかの例をあげると、Bonn大学では、1 A, 2 C, 3 C, 4 C, 5 C、Freiburg大学では、1 A, 2 B, 3 A, 4 C ↓, 5 A、Heidelberg大学では、1 A, 2 A, 3 C, 4 C, 5 B ↑となっている (HP上は、○の色であるが、本稿では、作成上の制約から、A B Cに置き換えた)。

個別の評価項目は、事実に関し11項目、学生の判定が13項目、世間的名声が2項目となっている。事実の項目には、学生数、教授数、実務家の割合、寄付講座教授、蔵書と雑誌数、交換教授、復習講義の参加、研究者ごとの研究費、教授ごとの学位授与数、年ごとの教授資格論文数がある。これらの個別項目も、A, B, Cの3段階で評価されている。学生の判定項目には、学生に対する世話、学生とのコンタクト、講義数、学生組織、職業との関連、eラーニング、図書館の設備、部屋、ITの状況、留学数、勉学全体などがある。

名声の項目には、教育と授業の名声、研究の名声がある。煩雑になるので、いちいち立ち入らないが、大規模校では、おおむね前者は悪い。マスプロ教育ということであろう。上述の3校について示すと、以下のとおりである。ちなみに、Freiburgの教育はよさそうであるが、個別項目では、世話の項目がC ↓であり、必ずしも楽観できるものではない。

	学生数	教育と授業の名声	研究の名声
Bonn	2951人	30.0%	51.9%
Freiburg	1712人	47.3%	58.1%
Heidelberg	1662人	33.1%	50.7%

ほかに、大学ごとの特記事項が記されている。たとえば、授業にTAがつくとか、試験の前に学生の世話をすること、学生相談が充実していること、外国人に対するチューターがいることなどである。弁護士向けの法曹教育がある、試験準備プログラムがあることも特色とされている。大学図書館のほかに、学部図書館、分野あるいは教室ごとの図書室があるとか、コンピュータのたまり場があることなども、興味をひく項目である<sup>32)</sup>。

(3) 大学に対する公的な資金競争も、大学のあり方にかかわる。ドイツの大学の設立は、いつもそれぞれの時代の新しい生活様式を基礎づけてきた。今日の大学の特徴は、大衆化時代の専門学校化である<sup>33)</sup>。ドイツの大学は比較的均質であり、それが、国家試験において、30%までの重点領域の試験を大学が代替できる前提ともなっていた。これに対し、世界に通用する先端大学を生み出そうとするものである。とりわけ20世紀の初頭まで世界のトップクラスにいた理工系の学部にとって、資金獲得が焦眉の課題となっている。わがくにのCOEに対応するものである。

そこで、先端大学を選択するドイツ版のCOE計画(Exzellenzinitiative, 主導的な優等性)は、2006年10月13日に、第1期の決定が行われた。ドイツの学問水準を高め、国際的競争力の強化を目的としている。5年にわたる補助が与えられる。大学院大学(Graduiertenschulen)、優等学部(Exzellenzcluster)、エリート大学(Zukunftskonzepte)が選定され、総額19億ユーロが助成される(5年にわたり、大学院大学は、年ごとに最高100万ユーロ、優等学部は、最高650万ユーロ、エリート大学は、最高1300万ユーロである)。ちなみに、ドイツの大学はほとんどが州立大学であり、これに連邦レベルからの資金を提供するものである。

第1期の決定では、ミュンヘンの2大学、カールスルーエ技術大学が選ばれた。ほかにも、18の大学院大学と17の優等学部に、研究促進費が認められた。地域的なばらつきが目につくところである。すなわち、バイエルン州では、ほかにも、

---

32) <http://ranking.zeit.de/che9/CHE>

33) Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 1967, § 18 I 2, S. 313. 第1版の翻訳である鈴木祿彌訳「近世私法史」(1961年)381頁。17章I2参照。これについては、【自由と拘束】431頁でもふれたことがある。

4つの大学と5つの先端研究所が、バーデン・ヴュルテンベルク州でも、4大学と3つの研究所が助成される。この2州がもっとも多く、ノルトライン・ヴェストファーレン州には、大学がもっとも多いが、その次であった。ヘッセン州とニーダーザクセン州は、それに続く。東部では、ザクセン州のほかは、認められなかった。北部でも、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のみであった。ハンブルク州も同様に、助成なしである。ザールラント州とラインラント・ファルツ州などほかの西部州も同じである。

そして、2007年9月に開始され10月に決定される第2ラウンドでも、9つのエリート大学が選定された (Freie Uni Berlin, Uni Göttingen, RWTH Aachen, Uni Heidelberg, Uni Karlsruhe, Uni Freiburg, Uni Konstanz, TU München, Uni München)。第1期とあわせて、39大学院大学、38優等学部が選定されたのである<sup>34)</sup>。もっとも、いずれも理工系の大学を主眼にした助成の方式であり、法学など人文・社会系の学部にとっては、それほどの意義をもつものではない。

(4) 大学の授業料の無償制と司法研修時の給与の付与も古くからの問題であり、社会における大学の地位を反映している<sup>35)</sup>。20世紀初頭からの課題は、職業選択の自由の実質的確保のための施策である。大学の授業料の無償制と司法研修時の給与の付与がこれにあたる。しかし、1960年代以降、大学の大衆化は、前者を困難とした。学生数の延びに、予算や設備が追いつかなかったからである<sup>36)</sup>。現在ではすでに半分以上の州において、登録手数料や標準勉学期間を超えた在籍者への授業料が有料となっている。司法研修中の給与についても、無償化の議論

34) Exzellenzinitiative については、【自由と拘束】476頁の注15参照。N.N., Deutsche Exzellenzinitiative kürt neun Eliteuniversitäten, Alexandedr von Humboldt-Stiftung, Kosmos, Nr. 90 (2007), S. 61.

35) 大学の授業料の無償制については、【自由と拘束】440頁、また、司法研修中の給与については、同417頁、448頁、479頁参照。

36) Criticus, Nach dem zusätzlichen Geld für deutsche Hochschulen müssen nun taten folgen, Alexandedr von Humboldt-Stiftung, Kosmos, Nr. 90 (2007), S. 6f. ドイツの大学における過重負担に詳しい。教授1人につき、学生53人の割合となる。前述のExzellenzinitiativeの契機ともなっている。しかも、学生が多様化していることから、たんにマスプロ授業をすればすむというわけではなく、子どももちの学生のための託児所のようなきめの細かさが必要となっているのである。わがくにでも、社会人学生の増加とともに、考慮する必要が生じている。

はあるが、当面より問題なのは、研修場所の確保がむずかしいことである。場所の確保が追いつかないことから、修習生の採用が遅れ、いわゆる待機期間が生じるのである。本稿では、待機期間についてはふれないが、わがくにのロースクール卒業生の大量不合格問題と同様に、二段階の法曹養成課程がスムーズに接合されていない一例となっている（合格させないか、合格しても研修できないか<sup>37)</sup>。

授業料に関し、ライブチッヒの連邦行政裁判所は、2009年4月29日の判決において、連邦裁判所レベルでは初めて、授業料値上げの合憲性を肯定した（Nt. 24/2009 BVerwG 6C 16.08 29.04. 2009）。ノルトライン・ヴェストファーレン州の授業料法に対するPaderborn大学の学生の訴えは棄却された<sup>38)</sup>。この訴訟の前提になっているのは、1学期500ユーロまでの授業料が、2006から2007年以来、6州で増額されたことである。ヘッセン州では、再び廃止されたとの状況がある。

しかし、一般の授業料に関する判断であり、授業料が、いちじるしい負担になる場合（eine erhebliche finanzielle Belastung）は、争点ではなかった。そこで、一部の学生にとって、いちじるしい財政的な負担になる場合は争点ではなかったと、第6部の裁判長Bardenhewerは述べており、ノルトライン・ヴェストファーレン州の立法者も、一般的な授業料が、たとえば、収入の乏しい、または非知識階級の出身層（aus einkommensschwachen oder bildungsfernen Schichten）に、重大な影響を及ぼすことは、認めている<sup>39)</sup>。したがって、行政の無限定の判断に委ねたわけではない。

(5) 男女格差も、古くからの問題である。工学系の学部では、まだ男子学生の割合が高いが、法学部は、どちらかという格差のない学部であり、州によっては、女性の比率の方が高い。問題となっているのは、むしろ学生数の多さである。これは、前述の授業料や司法研修中の給与の問題とかがわっている。

37) 待機期間については、【大学】203頁、【自由と拘束】455頁参照。Vgl. JuS Magazin 2006, 2, S. 14.

38) Welt, 29. April 2009 (Klage gegen Studiengebühren gescheitert); General Anzeiger, 29. April 2009. 判決文は、連邦行政裁判所のホームページ（[http://www.bverwg.de/enid/9545a2698e415b159793441a2a0f3b5b.51519f6d6f6465092d09/BESONDERE\\_SEITEN/Startseite\\_2.html](http://www.bverwg.de/enid/9545a2698e415b159793441a2a0f3b5b.51519f6d6f6465092d09/BESONDERE_SEITEN/Startseite_2.html)）からも入手可能である。

39) Welt, ib. なお、連邦行政裁判所については、拙稿「ドイツ再統一と連邦裁判所の再配置—ライヒ大審院、連邦裁判所、連邦行政裁判所」国際商事法務31巻2号参照。

2005/06年の冬学期において、法律学の学生は、8万2324人（うち女性4万1349人）、行政・政治学では、3万9374人であった。これを多いとみるかどうかは、観点にもよる。ちなみに、経営学を含めた広義の経済学では、29万4019人にもなった。学生に占める男女比率の格差は解消したといえる<sup>40)</sup>。

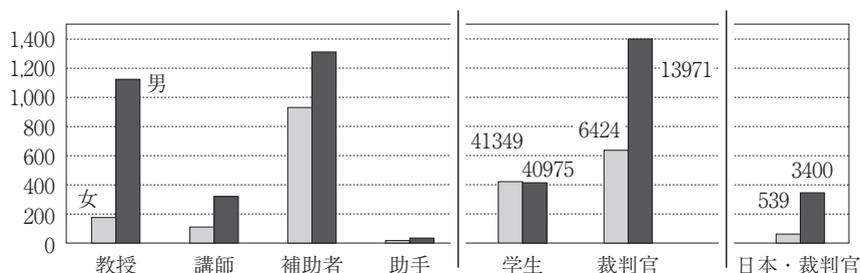
もっとも、教員の構成においては、必ずしもそうではなく、2005年の教員構成では、かなりの相違がみられる。教授1289人（うち女性170人）、講師、〔研究〕助手（Dozent, Assistent）411人（うち女性101人）、研究補助者（Mitarbeiter）2220人（うち女性921人）、助手（Lehrkräfte）41人（うち女性15人）である<sup>41)</sup>。

さらに、裁判官の男女比率では、20395人（うち女性6424人）、31.5%である<sup>42)</sup>。1919年からは女性も、法律職につく道が開けていた（ワイマール共和国。ワイマール憲法は1919年8月11日 RGBl. S. 1383）<sup>43)</sup>。

大学の人的構成における男女の割合・法学部・2005年（人）

	教授	講師 <sup>1</sup>	補助者 <sup>2</sup>	助手 <sup>3</sup>	学生	裁判官	日
女	170	101	921	15	41349	6424	539
男	1119	310	1299	26	40975	13971	3400

- 1 Dozenten und Assistenten（講師と〔研究〕助手の数字である）
- 2 Wissenschaftliche und künstlerische Mitarbeiter（研究補助者と事務補助者）
- 3 Lehrkräfte für besondere Aufgaben（この職域は、言語関係の学部では外国人教師などを行うことが多いが、法律関係では、講師、補助者との区別は必ずしも明確ではない）



40) Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland, 2007, S. 144-145.

41) Statistisches Jahrbuch, a. a. O., S. 149. ちなみに、1991年の数字を、【大学】105頁において比較されたい。1991年には、学生では、ほぼ42.4%が、また、裁判官では、ほぼ19.2%が女性であった。

42) Statistisches Jahrbuch, a. a. O., 2007, S. 144 f. 149, S. 262.

ちなみに、日本との比較では、2008年（平20年）の学部と大学院の学生数の合計、283万6127人のうち、女子学生は、114万0755人で、40.2%となっている（1998年には、総数266万8086人、うち女性93万0871人で、34.9%であった）。教員では、2008年に、総数16万9914人（うち女性3万2052人で、18.9%）である。1998年には、14万4310人（うち女性1万7785人で、12.3%）であった<sup>44)</sup>。

また、司法試験合格者に占める女性の割合は、近時は25%程度である。そして、法曹における比率では、最初のロースクール卒業生からの2008年の判事補採用は、66人、うち女性は25人で、割合は37.9%であった。女性裁判官全体では、539人となり、全裁判官約4000人のうち約15%となった。

さらに、検事に占める女性の割合は、ほぼ10年前の95年は5.7%で、法曹三者では最低であったが、2008年には17.2%に上昇して、裁判官の15%、弁護士14.4%を上回っている。2009年の裁判員制度の発足にあわせた増員の結果である（2000年に18%であった女性の採用の割合が、2008年に34%）<sup>45)</sup>。

新司法試験の発足と合格者数の増加にもかかわらず、女性弁護士の割合は意外に増加していない。2008年3月末で、弁護士約2万5000人のうち3599人とどまる（14.4%）。1933年の弁護士法改正で、性別の要件が削除され、1940年に最

43) これにつき、【自由と拘束】437頁。ちなみに、最初の女性弁護士は、1922年のMaria Ottoであった。

44) 文部科学省・学校基本調査 平20年 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/08121201/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08121201/index.htm) ちなみに、1996年の統計（文部省・学校基本調査）によると、女性教員の割合は、大学全体で7.9%で、助手11.9%、講師10.2%、助教授6.8%、教授3.7%であった。

45) ちなみに、近時の経年変化は、以下ようになる。法務省「最近における検事の採用実績」(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KENJI/kenji03-01.html>)。および朝日新聞2009年1月26日、同2009年4月19日。

任官年度	任官者数	男性任官者数	女性任官者数	全体の平均年齢
2003 (15)	75	56	19	27.4
2004 (16)	77	58	19	28.4
2005 (17)	96	66	30	27.9
2006 (18)	87	61	26	28.0
2007 (19) ※旧	71	46	25	28.3
2007 (19) ※新	42	28	14	28.1

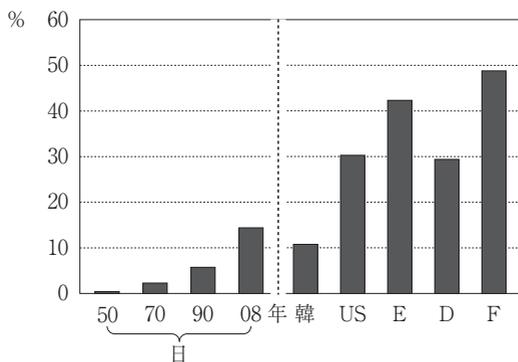
初の女性弁護士が3人誕生した。1970年に2.1%、1990年でも5.6%であった。韓国の2007年の10.75%よりは高いが、アメリカの30.1%、イギリスの42.2%、ドイツの29.3%、フランスの48.7%には、遠く及ばない<sup>46)</sup>。

女性弁護士の割合

弁護士白書2008年版10頁、18頁

	日 50	日 70	日 90	日 08	韓 07	US 07	E 07	D 06	F 06
女性	0.1	2.1	5.6	14.4	10.7	30.1	42.2	29.3	48.7

実数                      180人    766人    3599人



46) 日本弁護士連合会・弁護士白書(2008年)「特集1 男女共同参画と弁護士」。